

宇部市地域福祉振興基金設置規程

(目的)

第1条 宇部市における地域福祉の向上をめざし、地域社会での積極的なボランティア活動が自主的かつ永続的に展開できる財政基盤の確立を目的として、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に宇部市地域福祉振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は3億円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず必要がある場合は、予算の定めるところにより前項の基金に追加して積み立てをすることができるものとする。
- 3 前項の規定により積み立てが行われた場合は、基金の額は積み立て相当額増加する。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号をもって構成する。

- (1) 宇部市及び本会の出資金
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(基金の管理運用)

- 第4条 この基金は、本会定款第38条により、銀行預金、その他最も安全かつ確実有利な方法で管理するものとする。
- 2 この基金から恒常的に生ずる一定の運用益を持って、第5条に示す活動に充てるものとする。
 - 3 基金の効果的な運営を図るため、基金造成や運用益の配分等に関し、必要な事項を審議するため、宇部市地域福祉振興基金管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。
 - 4 管理運営委員会に関する事項は、別に定める。

(基金の運用益)

第5条 基金から生ずる運用益は、本会が行う、次の各号に定める活動にあてる。

- (1) 地域で広くボランティア活動が展開できる調査研究活動
- (2) 地域で福祉活動を推進するための学習及び研修
- (3) 住民の福祉ニーズに対応したネットワークづくり
- (4) 「福祉のまちづくり」を目標とした輪づくり運動
- (5) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発
- (6) ボランティアセンター機能の強化
- (7) 基金造成のための啓発
- (8) その他、管理運営委員会が必要と認めるもの

(基金の処分)

第6条 基金の原資は、原則として取り崩しできないものとする。ただし、出資金を除く寄

附金、その他の収入については、その運用益が著しく低下し活動に支障を生じる場合には、この限りではない。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、管理運営委員会の意見を聴し、本会の理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成17年4月1日施行の宇部市地域福祉振興基金設置規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。